

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 4 年 6 月 27 日現在

機関番号：25405

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2021

課題番号：19K13568

研究課題名(和文) 会社から補償される取締役の職務執行についての帰責性

研究課題名(英文) The Extent of Culpability to which A Company May Indemnify Its Directors

研究代表者

王 佳子 (Yoshiko, Oh)

尾道市立大学・経済情報学部・講師

研究者番号：50755296

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,100,000円

研究成果の概要(和文)：デラウェア州一般会社法における費用補償と2006年イギリス会社法における費用補償の比較により、凶利加害目的は、423条にいう任務懈怠責任を生じる帰責性と同程度の帰責性を表すものとして捉えることができる。また、会社との訴訟等手続、会社以外の私人との訴訟等手続、規制機関が採る訴訟等手続や、刑事訴訟等手続で防御に成功する限り、凶利加害目的を問題にする必要がないと考える。なお、取締役へのインセンティブを考慮して、取締役の帰責性が軽微でないにもかかわらず、和解によって訴訟や法的手続を終了させた場合を除き、和解等によって訴訟や法的手続を終了させても、防御に成功したものとして捉えることができる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

2019年に成立した「会社法の一部を改正する法律」により、会社は、一定の要件を満たす取締役に対してしか補償することができなくなった。このような要件は、補償が認められる取締役の帰責性の上限を示唆しているものとして捉えられるにもかかわらず、その解釈論が未だ十分に進められていないので、アメリカのデラウェア州法やイギリス法をもとに、430条の2にいう会社補償の適切な範囲に関する考え方を提示した本研究は、その議論の活発化に資することができ、学術的意義を有する。同時に、会社補償といわゆるside Bカバーの間に密接な関係があるので、本研究は、保険実務の進化にも資することができ、社会的意義を有する。

研究成果の概要(英文)：Through the comparison between the indemnification under sec. 145 of DGCL and provisions of the CA of 2006, the purpose of promoting a director's own interest or the interest of a third party or inflicting damage on a company (hereinafter referred as "the purpose in sec. 430-2 of the CA") can be interpreted to indicate the same amount of culpability as one which leads the director to the liability to the company promulgated in sec. 423 of the CA. Meanwhile, it may not be necessary to discuss the purpose in sec. 430-2 of the CA so long as a director has prevailed in a suit or procedure brought by the company he/she serves as a director, by a third party, by a regulatory agency, or by a prosecutor. Termination of a suit or procedure by settlement may be seen as prevalence so long as it is not revealed in the settlement that the culpability of the director exceeds the amount of culpability which leads the director to the liability to the company promulgated in sec. 423 of the CA.

研究分野：会社法

キーワード：会社補償 取締役 デラウェア州 イギリス

1. 研究開始当初の背景

本研究の申請を行ったのは、2019 年秋である。その頃、会社法制（企業統治等関係）の見直しが行われており、会社補償制度の明文化が検討されていた。当該見直しに関する中間試案によると、会社補償は、会社が取締役、会計参与、監査役、執行役または会計監査人と契約を締結することによって行われ、会社が補償するのは、取締役らとその職務執行に関して責任の追及に係る請求を受けたり、法令に違反したことが疑われたりすることにより要する費用や、取締役らが職務執行について第三者に加えた損害を賠償することによって生じたり、当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に成立した和解に基づく金銭の支払いにより生じたりする損失である。責任追及に係る請求を受けたり法令違反を疑われたりすることが多い取締役に特化して言えば、このような制度は、インセンティブを付与することになるのは間違いないが、取締役の不当な職務執行に対する法執行の効果を減殺するものにもなりかねない。このことから、取締役へのインセンティブとエンフォースメントの均衡を考慮した上で、会社補償の範囲を画定することが重要な課題となり、補償の対象とすることができる取締役の帰責性を明確にする必要が生じた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、費用または第三者への損害賠償によって生じる損失もしくは当該損害の賠償に関する紛争について成立した和解に基づく金銭の支払いにより生じる損失について、会社が取締役に對して補償する際に、許容できる帰責性の程度を明らかにし、430 条の 2 にいう会社補償の適切な範囲を提示することにある。

3. 研究の方法

本研究は、日本法、アメリカ法（主にデラウェア州法）と、イギリス法上の会社補償制度に関する文献を調査する手法により実施した。文献は、会社補償制度を明文化した条文の立法資料、学術論文や判例・裁判例が中心であった。

また、本研究は、いわゆる比較法的手法を用いて考察を進めた。

4. 研究成果

(1) 会社補償の中心

会社法 430 条の 2 のもとで、取締役が賠償すべき第三者の損害を会社が賠償するとすれば、また、取締役が支払うべき第三者への和解金を会社が支払うとすれば、当該取締役が会社に対して任務懈怠責任を負う場合における当該責任に係る損失や、取締役がその職務執行についての悪意または重過失により責任を負う場合における損失について、会社が補償できないようになっている。

このことから、取締役が会社に対して支払う賠償金や和解金について、そもそも、会社が補償できないと考えられている。また、取締役が賠償すべき第三者の損害を会社が賠償するとすれば、当該取締役が会社に対して任務懈怠責任を負うような状況については、指名委員会等設置会社以外の会社を前提とすれば、業務執行取締役とそれ以外の取締役に分けて考える必要があることが提示されている。業務執行取締役の場合に、その者が第三者に対して職務執行に関して責任を負うときには、会社も、通常、連帯債務を負うとされているので、会社が第三者に対してその損害を賠償するとすれば、任務懈怠責任の規定に基づき、業務執行取締役に対して、賠償した金銭の全額を求償することができると考えられている。会社が被告とされていない場合には、会社が取締役の行為に基づき第三者に賠償することで、当該取締役に常に任務懈怠が認められるのか、言い換えれば、不法行為の過失が当該取締役の会社に対する任務懈怠を直ちに導くのかとの問題が挙げられており、両者が理論的には独立しているものの、実際もそうであるかどうか疑問視されている。同時に、損益相殺、過失相殺、寄与度減責が認められるかどうか、認められるとすればどの程度認められるのかが明らかではなく、取締役の責任減免制度もあまり利用されていないと言われているので、取締役が賠償すべき第三者の損害を会社が賠償するとすれば、当該取締役が会社に対して任務懈怠責任を負うことになりやすいという指摘がある。業務執行取締役以外の取締役に、原則として、同様のことが当てはまるが、当該取締役が会社と責任限定契約を結ぶことができるので、取締役が賠償すべき第三者の損害を会社が賠償するとすれば、当該取締役が会社に対して任務懈怠責任を負う場合でも、責任限定契約により、会社に対する任務懈怠責任が免除される範囲に収まっている限り、会社が当該取締役に對して補償できると考えられている。取締役が支払うべき第三者への和解金を会社が支払うとすれば、当該取締役が会社に対して任務懈怠責任を負うような状況については、取締役が損害賠償責任を認めたと上で第三者に対して和解金を支払うことが多くないことに鑑みて、あまり議論の対象にされていない。

これとともに、重過失には、二通りの考え方があり、ひとつは、重過失が故意に近く、著しい注意欠如の主観的状态を指すというものであり、もうひとつは、重過失が故意と過失の中間に位

置するような著しい注意義務違反を指すというものであるところ、430条の2にいう重過失は、前者として解されるが、429条にいう重過失の定義は、明らかではない。仮に、取締役の第三者に対する責任が成立した場合に、賠償金補償が認められる余地があるとしても、現在の判例法理のもとで、会社に対する任務懈怠が役員等の第三者に対する責任の要件となっていることに鑑みて、第三者への損害賠償による役員等の損失を補償するのは、430条の2第2項2号に抵触する可能性があると言われる。

このように、取締役が第三者への損害賠償によって生じる損失や当該損害の賠償に関する紛争について成立した和解に基づく金銭の支払いにより生じる損失について、会社から補償を受けられることが著しく限られると思われる。

一方で、会社法430条の2のもとで、通常要する費用の額を超える部分について会社が補償することができないほか、費用補償が制限されない。同条により、会社は、取締役が図利加害目的で職務を執行したことを知ったときに、当該取締役に対し、補償した金額に相当する金銭の返還を請求することができるが、図利加害目的がある取締役への補償が必ずしも禁じられるものではない。

このことから、費用補償は、430条の2にいう会社補償の中心になるとと思われる。

なお、いわゆるD&O保険と比較しても、費用の前払いが可能になっていることが会社補償の意義のひとつとして挙げられる。このことから、前述の結論が導き出される。

(2) 430条の2にいう図利加害目的

会社法430条の2のもとで、図利加害目的がある取締役に対して、会社が補償することが必ずしも禁じられるものではないが、図利加害目的を有する取締役が、会社からの補償を返還しないと、善管注意義務違反に問われる可能性がある。このことから、図利加害目的の構成は、費用補償との関係において重要な問題のひとつとして挙げられる。

図利加害目的は、従前、刑法にいう背任罪や会社法にいう特別背任罪との関係において議論されてきた。

学説において、図利加害目的は、図利加害の認識、認容、図利加害の積極的動機、図利加害の積極的な意欲、図利加害の確定的な認識、本人図利目的が一切ないこと、本人に不利益が生じることの認識を指すものとして解されることがある。一方で、判例は、特定の学説に与せず、本人図利目的が主として存在しないことにより図利加害目的を構成しているようである。

学説のみを検討すると、図利加害目的は、故意から区別されるべきことを前提とする考え方が圧倒的に多い。また、学説と判例を比較したところ、図利加害目的と本人図利目的が併存しながらも、いずれも任務違背行為の決定的な目的でない場合に、図利加害目的が認められるかどうかについての考え方が大きく異なっており、本人図利目的の要請が条文から直接読み取れないことや本人図利目的がないことと図利加害目的があることとの間に乖離があるので、いずれの目的もない場合に、本人図利目的がないことによって必ずしも背任罪の成立が正当化されないことを指摘して、図利加害目的が認められるべきではないとの意見がある一方で、故意の任務違背行為により本人に損害を加えることを正当視する理由がなく、図利加害の動機がなくても、その認識がある限り、背任罪の成立を肯定できること、処罰範囲を限定するという意味で、本人の利益を図ることが主たる目的となっている場合を除いているので、本人図利が主たる目的でない限り図利加害目的を認めるのが相当であることや、本人図利が主たる目的でない限り図利加害目的を認めるとした方が、より多くの場合に妥当な解決を図ることができることを指摘して、図利加害目的を認めて差支えないとする意見が増えている。

本人図利目的が主として存在するかどうかに基づいて図利加害目的を構成するとすれば、その認定が問題になる。この点につき、学説は、損害やその発生確率と、損害と引換えに得られるであろう利益やそれが得られる確率との比較衡量を通して認定が行われると述べており、判例・裁判例は、任務違背の程度等、本人の利益と任務違背行為との関連性、本人の利益の重要性、本人利益の実現可能性についての認識、損害発生確率、本人の利益実現に向けた措置や選択等の有無、本人の利益を図る動機以外の動機等の有無・程度を考慮しながら、認定しており、とりわけ、任務違背性の程度と、任務違背行為によってもたらされる本人利益の内容や実現可能性の程度との比較衡量を重視することが示唆される。

このような議論が430条の2にいう図利加害目的にも妥当するとすれば、先行する訴訟で図利加害目的の有無が争点にならなければ、取締役が図利加害目的を有するかどうかは明らかにならず、取締役は、図利加害目的があるとして補償の返還を会社から請求されることも、それを返還しないことにより善管注意義務違反を問われることも著しく限られるように思われる。このような広範な費用補償を実施することについて懸念があるとすれば、430条の2にいう図利加害目的について独自の解釈を模索していく必要がある。

(3) デラウェア州法における費用補償の態様

アメリカのデラウェア州は、長い間、会社補償制度を運用してきた。同州の制定法(デラウェア州一般会社法)により、会社は、取締役が本家で勝訴し、または、コモン・ロー上の訴訟、エクイティ上の訴訟、もしくはその他の法的手続において防御に成功し、もしくはコモン・ロー上の訴訟、エクイティ上の訴訟、もしくはその他の法的手続における一主張、争点もしくは事項の

防御に成功する場合に、その費用の事後補償を行わなければならない。ここにいう「本案勝訴」または「防御成功」は、取締役が潔白であることを意味するものではなく、取締役に対する請求または申立てが却下または棄却される場合や、取締役が何の支払いも要求されずに、有利な最終判決または再訴不能な終局を迎えることになる場合等も含まれる。また、少額、すなわち、損害賠償請求額のうちの取るに足らない金額を支払った上で再訴不能な終局を迎える場合も含まれるとの意見もある。

取締役が本案で勝訴し、または防御に成功していない場合に、会社は、会社によるコモン・ローもしくはエクイティ上の訴訟または会社の権利におけるコモン・ローもしくはエクイティ上の訴訟に関して、取締役が誠実に、会社の最善の利益になり、またはそのような利益に反しないと合理的に信じる方法で行動している限り、当該取締役に対して費用の事後補償を行うことができる。これとともに、会社は、会社によるコモン・ロー上の訴訟または会社の権利におけるコモン・ロー上の訴訟を除き、民事上、行政上、調査上のコモン・ロー上の訴訟、エクイティ上の訴訟、またはその他の法的手続に関して、取締役が誠実に、会社の最善の利益になり、またはそのような利益に反しないと合理的に信じる方法で行動している限り、当該取締役に対して費用の事後補償を行うことができる。ここにいう「誠実要件」は、判決、決定、和解等によりコモン・ロー上の訴訟、エクイティ上の訴訟、またはその他の法的手続が終了することによって充足されないと推定されることがなく、先行の訴訟等手続の当事者ではない取締役の過半数、先行の訴訟等手続の当事者ではない取締役の過半数による決議で委任された取締役で構成される委員会、独立した法律顧問、または株主によって決定される。刑事上のコモン・ロー上の訴訟、エクイティ上の訴訟、またはその他の法的手続に関して、会社は、自己の行動が違法であったと信じる合理的な理由が取締役にはない限り、当該取締役の費用の事後補償を行うことができる。自己の行動が違法であったと信じる合理的な理由がないかどうかは、有罪判決、不抗争の答弁、有罪答弁等で刑事上のコモン・ロー上の訴訟、エクイティ上の訴訟、またはその他の法的手続が終了することによって当然に否定されるのではなく、前述のような主体によって決定される。

前払いした費用に関しては、現取締役は、本案で勝訴し、または防御に成功している限り、返還を免れるが、そうでなければ、前述のような主体による判断が必要になる。

(4) 2006年イギリス会社法における費用補償の態様

デラウェア州と同様に、イギリスでも、制定法(2006年イギリス会社法)に基づき、費用補償が実施されてきている。

その範囲としては、取締役が防御に成功している限り、会社等による民事手続、会社等以外の私人による民事手続、規制機関が採る手続、刑事手続にかかわらず、会社が当該取締役に対して事後補償を行うことができる。また、取締役が会社等による民事手続で不利な判決を受けた場合や有罪判決を受けた場合に、会社が当該取締役に対して事後補償を行うことができないが、取締役が会社等以外の私人による民事手続や規制機関が採る手続で不利な判決を受けた場合でも、会社に対するネグリジェンス等による責任についての補償とならない限り、会社が当該取締役に対して事後補償を行うことができる。加えて、和解を含み、その他取締役が会社等による民事手続で不利な判決を受けたと言えない場合には、会社が当該取締役に対して事後補償を行うことができないが、和解を含み、その他取締役が会社等以外の私人による民事手続や規制機関が採る手続で不利な判決を受けたと言えない場合には、会社に対するネグリジェンス等による責任についての補償とならない限り、会社が当該取締役に対して事後補償を行うことができ、その他取締役が刑事手続で有罪判決を受けたと言えない場合には、会社が当該取締役に対して事後補償を行うことができる。

前払いした費用に関しては、取締役が会社等による民事手続で不利な判決を受けた場合には返還しなければならないが、和解をした場合でも返還を免れる。また、会社等以外の私人による民事手続や規制機関が採る手続について前払いした費用に関しては、返還の問題が生じず、取締役が刑事手続で有罪判決を受けた場合には返還しなければならない。

(5) デラウェア州法における費用補償と2006年イギリス会社法における費用補償の比較

デラウェア州法における費用補償と2006年イギリス会社法における費用補償を比較すると、以下のような特徴がある。

デラウェア州法のもとでも、イギリス法のもとでも、取締役が防御に成功すれば、会社との訴訟等手続、会社以外の私人との訴訟等手続、規制機関が採る訴訟等手続や、刑事訴訟等手続の事後補償の際に、当該取締役の主観が問題にならない。ただし、デラウェア州法のもとで、取締役に対する請求または申立てが却下または棄却される場合に加えて、取締役が何の支払いも要求されずに、有利な最終判決または再訴不能な終局を迎えることになる場合も「防御に成功した」ものとして捉えられており、少額、すなわち、損害賠償請求額のうちの取るに足らない金額を支払った上で再訴不能な終局を迎える場合も含めることが示唆されている。これに対して、イギリス法のもとで、和解が「防御に成功した」ものとして捉えられていない。

会社との訴訟等手続で不利な判決を受けた場合や防御に成功したと言えない場合に、デラウェア州法のもとで、誠実要件が充足されている限り、会社が取締役に対して事後補償を行うことができるのに対して、イギリス法のもとでは、それができない。なお、防御成功の捉え方に差異があるため、イギリス法にいう「防御に成功したと言えない場合」の範囲が広い。

会社以外の私人との訴訟等手続や規制機関が採る訴訟等手続で不利な判決を受けた場合や防御に成功したと言えない場合に、デラウェア州法のもとでは、取締役の誠実要件の充足が問題になり、イギリス法のもとでは、会社に対するネグリジェンス等による責任についての補償の該当性が問題になる。いずれの問題も、会社に対する責任に関わるものである。ただし、防御成功の捉え方に差異があるため、イギリス法にいう「防御に成功したと言えない場合」の範囲が広い。

刑事訴訟等手続で有罪判決を受けた場合に、デラウェア州法のもとで、主観的要件が充足されている限り、会社が取締役に対して事後補償を行うことができるのに対して、イギリス法のもとで、それができない。

刑事訴訟等手続で防御に成功したと言えない場合に、デラウェア州法のもとでは、取締役の主観的要件の充足が問題になり、イギリス法のもとでは、会社に対するネグリジェンス等による責任についての補償の該当性が問題になる。

デラウェア州法のもとで、会社との訴訟等手続で防御に成功していない場合に、誠実要件が充足されて初めて、取締役が前払いした費用の返還を免れるのに対して、イギリス法のもとでは、会社との訴訟等手続で不利な判決を受けなければ、取締役が前払いした費用の返還を免れる。また、デラウェア州法のもとで、会社以外の私人との訴訟等手続や規制機関が採る訴訟等手続で防御に成功していない場合にも、誠実要件が充足されて初めて、取締役が前払いした費用の返還を免れるのに対して、イギリス法のもとでは、とりわけ規定がない。刑事訴訟等手続で防御に成功していない場合にも、デラウェア州法のもとでは、主観的要件が充足されて初めて、取締役が前払いした費用の返還を免れるのに対して、イギリス法のもとでは、有罪判決を受けなければ、取締役が前払いした費用の返還を免れる。

(6) 430条の2にいう図利加害目的を構成する際の考慮要素

デラウェア州法における費用補償とイギリス法における費用補償の比較により、430条の2にいう図利加害目的を構成する際に、以下のことが示唆される。

423条にいう任務懈怠責任を生じる程の帰責性を有する取締役に対して事後補償を行うと、インセンティブが過大になり、エンフォースメントの効果が削がれる恐れがあるので、条文に明記されていないが、会社との訴訟等手続、会社以外の私人との訴訟等手続、規制機関が採る訴訟等手続や、刑事訴訟等手続で不利な判決を受けた場合や防御に成功したと言えない場合に、そのような帰責性を有する取締役に対して事後補償を行う必要性が大きいと言えない。

これにより、図利加害目的は、423条にいう任務懈怠責任を生じる帰責性と同程度の帰責性を表すものとして捉えることができる。この点につき、背任罪ないし特別背任罪にいう図利加害目的で430条の2にいう図利加害目的を解するとすれば、423条にいう任務懈怠責任を生じる帰責性の構成にもその議論を反映させることで均衡を採っていく必要がある。また、図利加害目的の決定主体は、裁判所のほかに、先行の訴訟等手続の当事者ではない取締役の過半数、先行の訴訟等手続の当事者ではない取締役の過半数による決議で委任された取締役で構成される委員会、独立した法律顧問、または株主が考えられる。

前払いした費用の返還要件を事後補償要件より緩くすると均衡を失うので、 に準じて解するのが有益である。

なお、会社との訴訟等手続、会社以外の私人との訴訟等手続、規制機関が採る訴訟等手続や、刑事訴訟等手続で防御に成功する限り、図利加害目的を問題にする必要がないと言える。この点につき、防御成功の範囲を明確にする必要があり、とりわけ、和解を防御成功に含めるかどうか問題になりうる。一般的に、取締役の帰責性が成立しなかったり、軽微であったりする場合に防御成功となるので、取締役へのインセンティブを考慮して、取締役の帰責性が軽微でないにもかかわらず、和解によって訴訟等手続を終了させた場合を除き、そのように訴訟等手続を終了させても、防御に成功したものとして捉えることができる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 王佳子	4. 巻 21巻2号
2. 論文標題 ADRプログラム設定会社のD&Oへの補償 イギリスの状況を中心として	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 尾道市立大学経済情報論集	6. 最初と最後の頁 101、118
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 王佳子	4. 巻 20巻2号
2. 論文標題 信任義務違反を追及される取締役への費用補償の態様 デラウェア州法を中心として	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 尾道市立大学経済情報論集	6. 最初と最後の頁 9, 38
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 王佳子	4. 巻 20巻1号
2. 論文標題 職務執行に係る役員等の図利加害目的に関する一考察 - 会社による費用補償の態様を模索して -	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 尾道市立大学経済情報論集	6. 最初と最後の頁 141, 158
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 王 佳子	4. 巻 19巻2号
2. 論文標題 A Case in Which Directors Were Not Held Liable for Loss Attributed to Issuers' Default on Redemption of Bonds They Approved to Assume: Judgment of the Tokyo High Court on Sep.20th, 2018, 2018WLJPCA09206008	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 尾道市立大学経済情報論集	6. 最初と最後の頁 91, 102
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 王佳子
2. 発表標題 会社補償と役員等賠償責任保険による補償
3. 学会等名 広島企業法務研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 王佳子
2. 発表標題 デラウェア州法におけるD&Oへの会社補償の態様に関する一考察
3. 学会等名 青山学院大学企業法研究会
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------